

議案第100号

大阪市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市個人番号の利用等に関する条例（平成27年大阪市条例第87号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後			改正前		
別表第 1 （第 3 条関係）			別表第 1 （第 3 条関係）		
項番号	執行 機関	事 務	項番号	執行 機関	事 務
[略]			[同左]		
[削る]			<u>5</u>	市長	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」 （昭和29年 5 月 8 日 社発第382号厚生省 社会局長通知。以下 「厚生省通知」とい う。）の定めるところ による生活保護の措 置に関する事務であ って市規則で定める もの
別表第 2 （第 3 条関係）			別表第 2 （第 3 条関係）		
[表 別紙 2 挿入]			[表 別紙 1 挿入]		
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。					

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

[別表第2 別紙1]

項番号	執行機関	事 務	特定個人情報
1	市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による里親の認定、養育里親の登録、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援若しくは障害児相談支援に関する情報、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「身体障害者手帳等関係情報」という。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当

			の支給に関する情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）又は<u>厚生省通知</u>の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの
[同左]			

[別表第2 別紙2]

項番号	執行機関	事 務	特定個人情報
1	市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による里親の認定、養育里親の登録、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援若しくは障害児相談支援に関する情報、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「身体障害者手帳等関係情報」という。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当

		の支給に関する情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）又は「<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について</u>」（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「<u>厚生省通知</u>」という。）の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であつて市規則で定めるもの
[略]		

令和 7 年 5 月 15 日 提出

大阪市長 横 山 英 幸

説 明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号を利用することができる事務の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。